

<変動金利定期預金>商品概要説明書

1. 商 品 名		変動金利定期預金																									
		<単利型>	<複利型>																								
2. 販 売 対 象		法人および個人の方	個人の方のみ																								
3. 期 間		・ 定型方式 1年、2年、3年 ・ 満期日指定方式 1か月超3年未満 ・ 定型方式の場合は、自動継続（元金継続、元金継続）の取扱いができます。	・ 定型方式 3年 ・ 自動継続（元金継続、元金継続）の取扱いができます。																								
4. 預 入	預入方法	一括預入																									
	預入金額	1円以上																									
	預入単位	1円単位																									
5. 払 戻 方 法		満期日以後に一括して払い戻します。																									
6. 利 息	適用金利	変動金利 預入後6か月間は預入時の店頭表示利率を適用し、預入日から6か月毎に当金庫が預入の際に提示する利率変更方法により適用利率を変更します。																									
	利払方法	中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率「利率を変更したときは変更後の利率」×70%）により計算します。	満期日以後に一括して支払います。																								
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算																								
7. 税 金		・ 個人のお利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ・ 法人は総合課税となります。 ※1 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2 平成28年1月1日から法人に係る利子割（お受取利息から特別徴収する地方税5%）が廃止され、特別徴収は行わないこととなります。	お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。																								
8. 手 数 料		—																									
9. 付 加 で き る 特 約 事 項		・ 個人の自動継続型は「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・ 個人のもはマル優の取扱いができます。	・ 自動継続型は、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・ マル優の取扱いができます。																								
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い		1年もの、2年ものおよび満期日指定方式の期限前解約利率は下記の表A、3年ものは下記の表Bに準じ、預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。	期限前解約利率は下記の表Bに準じ、預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利で計算した期限前解約利息とともに支払います。																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>約定期間</th> <th>A 3年未満</th> <th>B 3年以上4年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預入していた期間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>		約定期間	A 3年未満	B 3年以上4年未満	預入していた期間			6か月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%
約定期間	A 3年未満	B 3年以上4年未満																									
預入していた期間																											
6か月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率																									
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%																									
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%																									
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%																									
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%																									
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%																									
11. 金利情報の入手方法		金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。																									
12. 苦 情 処 理 措 置		本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引のある支店若しくはリスク管理部まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。 ～リスク管理部～ 東京都千代田区神田神保町1-40（〒101-0051）FAX 03-6739-7771 フリーダイヤル 0120-53-0775 受付時間：当金庫営業日の9時～17時																									
紛 争 解 決 措 置		東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日、上記リスク管理部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。																									
13. その他参考となる事項		満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。																									
14. 預 金 保 険 に つ い て		預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くこれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）																									